

（第126号議案）

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第11条 （虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条の2～第21条 （略） 附 則 （略） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	第1条～第11条 （虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条の2～第21条 （略） 附 則 （略）